

準学生寮 山形クラス「第二公園の家」 入居者募集要項（先着順受付）

1 準学生寮とは

山形大学、東北芸術工科大学、山形県、山形市及び山形県住宅供給公社が連携して、中心市街地の空き家・空きテナントを学生のためのシェアハウス等にリノベーションし、山形県住宅供給公社が管理運営する賃貸住宅です。

2 入居要件

- (1) 学生単身世帯（男子学生）であること、かつ、40歳未満であること。
- (2) 入居する学生本人及び住民票謄本に記載されている家族（収入のある方）全員の所得に基づき計算した世帯月収が、基準額（38万7千円）以下であること。
世帯月収の求め方は、4～8ページを参照してください。

3 施設の概要

名称 所在地	山形クラス「第二公園の家」 〒990-0031 山形市十日町4丁目1-31						
募集 室名	入居できる 時期	構造 居室形態	賃料 (月額) ※1	共益費 (月額) ※2	光熱水費 (月額) ※ 3	保証料 (契約時のみ) ※4	家財(火災)保険 (契約時・2年分) ※5
2階 201号室	即入居可 〔12/24まで〕 在学生の申込みを優先	木造2階建 戸建シェアハウス (共同居住型 賃貸住宅)	25,000円	3,000円	12,000円	16,200円	17,640円 (参考)
2階 203号室	令和4年3月 下旬～						
居室の広さ 及び主な設備		共同利用の設備等		共用部の備品(予定)		交通の利便	
約12㎡(エアコン)		セキュリティシステム,Wi-Fi, ダイニングキッチン,ユニットバス, 洗面化粧台,トイレ		ダイニングテーブル,椅子, 冷蔵庫,電子レンジ,洗濯 機,食器棚		山形駅まで徒歩9分	

- ※1 世帯収入状況により、賃料が半額になる場合があります。詳細は「10 家賃低廉化補助について」をご覧ください。
- ※2 共益費(月額)には、共用部分の定期清掃費、共用部分の消耗品購入費、共用部分の賠償責任保険料が含まれております。
- ※3 光熱水費は共用部分を含み、上記の定額となりますが、使用実績に応じて精算するものとします。
- ※4 連帯保証人は不要です。ただし、公社が指定する家賃保証会社と契約していただきます。
- ※5 入居期間中は公社が指定する家財(火災)保険に加入していただきます。なお、記載した家財保険料は令和2年度の料金です。実際の保険料は契約時点での金額となりますのでご了承ください。
- ※6 管理人は常駐しておりません。
- ※7 敷金、礼金、仲介手数料は不要です。
- ※8 食事は提供しておりませんが、共用のダイニングキッチンを利用できます。

4 入居期間について

入居期間は卒業年度3月までの定期借家契約となりますが、キャンパスの移動などによる1年の定期借家契約も可能です。契約期間については個々の状況に応じて契約することが可能です。また大学院進学等で契約期間を延長する場合、契約更新手数料は不要です。

5 入居申込書の出願方法について

入居申込書は、所定の事項を記入の上、必要書類を添付し、山形県すまい・まちづくり公社に郵送または持参により提出して下さい。

封筒には宛名シートを貼付し「住所、氏名」を明記してください。なお、宛名シートは、公社のホームページより印刷してください。

<受付場所・郵送先>

〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館5階
山形県すまい・まちづくり公社 建築管理課
(正式名称：山形県住宅供給公社)
TEL：023-679-5255 FAX：023-665-1144

6 入居申込書受付期間について

令和3年11月1日(月)到着分から先着順で申込み受付を開始します。

ただし、同日に複数の申込みがあった場合は、抽選により決定します。

即入居可能な部屋については、12月24日(金)まで在学学生からの申込みを優先します。

この在学学生優先枠に空きが生じた場合は、補欠者(後述8を参照)を繰り上げて入居決定者とします。

<受付時間> 9時00分 ~ 17時00分

土・日、祝日は受付していません、ご了承ください。

7 提出書類について

(1) 大学等の学生を証明するいずれかの書類の写し

- ① 合格通知書
- ② 学生証又は在学証明書

(2) 申込者本人及び同居している家族全員の住民票(コピー不可)

(3) 申込者本人と親の扶養関係がわかる書類(健康保険証等)の写し

(4) 申込者本人及び住民票謄本に記載している家族全員の収入を証明する次の書類
市区町村役場等で発行される「令和3年度(令和2年分)の所得(課税)証明書」

高校就学年齢以上の方で収入の無い方でも所得(課税)証明書が必要です。中学校就学年齢以下の方の提出は不要です。

(5) 同居家族に①、②または③に該当する方がいる場合は、それぞれ下記の書類

ただし、それらが上記の所得(課税)証明書により確認できる場合は不要

- ① 障害者に該当する場合は、障害者手帳等の写し
- ② 寡婦又はひとり親世帯に該当する場合は、戸籍個人事項証明書等(コピー不可)

- ③ 年金所得がある場合は、年金額改定通知書等の写し
- (6) 申込者本人が自らの収入で生活している場合は、下記の全ての書類
- ① 申込者本人の収入を証明する書類の写し
 - ② 申込者本人の収入で生活している旨の誓約書
 - ③ 奨学金を受けている場合は、その給付決定通知書の写し

なお、上記の提出書類については、返却いたしませんのでご了承ください。

また、提出書類に不備があった場合は公社よりご連絡しますが、指定する期限までに提出がない場合は失格となります。

8 入居者および部屋割りの決定について

- (1) 入居決定者および補欠者は先着順により決定します。
- (2) 部屋割りは抽選により決定することとし、希望は承りません。抽選結果が希望に沿わない場合は、入居を辞退することができます。
- (3) 入居決定者に辞退・失格があった場合は、補欠者に対して公社から繰上げのご連絡をする場合があります。

9 入居申込みの結果について

入居決定者および補欠者には、郵送により通知します。

10 家賃低廉化補助について

入居する学生本人及び住民票謄本に記載している家族（収入のある方）全員の所得に基づき計算した世帯収入が、15万8千円以下の場合は、別途所定の書類を提出することにより家賃低廉化補助の対象となる場合があります。また、補助の対象となった場合は、家賃支払い額が契約家賃の2分の1となります。

なお、補助を希望する入居者については、改めて令和3年分の所得を証明する書類等を提出していただきますので、ご了承ください。令和3年度分以降の世帯収入の計算算定については国の制度の見直しにより変更になる場合もあります。

詳しくは、**山形市のホームページ** (<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shimin/sub11/akiyataisaku/a4e24zyungaku.html>) をご覧いただくか**山形市まちづくり政策部管理住宅課** (TEL023-641-1212) までお問い合わせください。

例) 契約家賃 30,000円 × 1/2 = 15,000円 (入居者負担額)

※家賃が減額される補助であり、入居者に現金を交付するものではありません。

11 準学生寮の入居申込みに関する問合せについて

山形県すまい・まちづくり公社 建築管理課
(正式名称：山形県住宅供給公社)
〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30
TEL：023-679-5255 FAX：023-665-1144
ホームページ：http://yjk.or.jp/junryou/
E-mail：machizukuri@yjk.or.jp



「世帯収入」について

世帯収入とは、年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額です。

$$\text{世帯収入} = (\text{年間総所得金額} - \text{控除合計金額}) \div 12\text{ヶ月}$$

1 世帯収入の基準

入居できる世帯収入の基準は、世帯収入が38万7千円以下のものとなります。

また、世帯収入が15万8千円以下であれば、別途所定の書類を提出することにより家賃低廉化補助（2分の1補助）の資格があるものとなります。

正確な世帯収入の求め方は、5ページの「世帯収入の求め方」により計算することになりますが、おおよその目安としては次のとおりです。

(1) 入居できる世帯収入

世帯収入38万7千円以下 → 年間総収入金額776万円以下

※家族4人世帯で1人のみ収入がある場合

(2) 家賃低廉化補助対象となる世帯収入

世帯収入15万8千円以下 → 年間総収入金額447万円以下

※家族4人世帯で1人のみ収入がある場合

◆世帯収入基準の早見表（参考）

世帯収入	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
387,000円 以下	6,483,999 円以下	6,915,555 円以下	7,337,777 円以下	7,760,000 円以下	8,182,222 円以下	8,594,000 円以下
世帯収入	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
158,000円 以下	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

※収入基準は、収入のある方が1人と仮定し、同居（扶養）親族控除のみ考慮して計算したものです。

※金額は、源泉徴収票の支払金額欄の額（税込みの年間総収入金額）です。

2 世帯収入の求め方

世帯収入とは、年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した額を12か月で割った額（月平均額）です。世帯収入の求め方は次のとおりです。

ア 次の要領で世帯収入を計算してください。

■世帯収入の計算方法

$$(A-B) \div 12 \text{ か月} = \text{世帯収入}$$

A：年間総所得金額（または年間合計総所得金額）

B：控除合計金額

A 計算方法のAの「年間総所得金額（または年間合計総所得金額）」は、世帯員個々に、6ページの表（●）の要領で年間総収入金額（税込み金額）から年間総所得金額を計算した額を合算した金額です。事業所得など、給与又は年金以外の所得は、そのままの金額が年間総所得金額（ただし、0円以下の場合は0円とします。）です。

なお、就職してから1年に満たない場合は、下記のイをご確認ください。

基本的には次ページの表の要領で年間総所得金額を計算しますが、下記の書類により簡易な方法で年間総所得金額を確認することができます。

- ・源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」
- ・確定申告書では「所得金額の合計金額」
- ・市町村長が発行する所得証明書の「所得金額の合計」

B 計算方法のBの「控除合計金額」は7ページの表（◆）の要領で計算してください。

イ 就職してから1年に満たない場合等の年間総収入金額は、次の要領で計算してください。

前年1月以降に就職または開業された方は、その翌月からの1年分が対象となります。そのため、就職または開業から1年に満たない場合は、それまでの実績をもとに次の計算式で年間総収入金額を推定額として算出してください。

■就職または開業から1年未満の世帯の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{「収入（就職した翌月から申込月の前月）」} \div \text{「働いた月数（就職した翌月から} \\ & \text{申込月の前月まで）」} \times 12 \text{ か月} + \text{夏季・冬季等のボーナス支給（推定額）} \\ & = \text{年間総収入金額（推定）} \end{aligned}$$

※この場合、給与支払者が作成した給与明細書を基に計算しますので、必要書類を提出してください。

●給与所得の方

年間総収入（税込）金額	年間総所得金額または計算式		＝年間総所得金額（A） 注）所得のある方が2人以上の世帯は、それぞれ左の表にて所得金額を計算します。その後、合算して世帯分の合計を出してください。
551,000 円未満	0 円		
551,000 円～1,619,000 円未満	年間総収入金額－550,000 円		
1,619,000 円～1,620,000 円未満	1,069,000 円		
1,620,000 円～1,622,000 円未満	1,070,000 円		
1,622,000 円～1,624,000 円未満	1,072,000 円		
1,624,000 円～1,628,000 円未満	1,074,000 円		
1,628,000 円～1,800,000 円未満	まず、つぎのとおり端数整理します。 (ア) 収入金額÷4,000で算出した答の少数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の(ア)で算出した額に4,000を掛ける。次に(イ)で算出した金額を右の(ウ)にあてはめてください。	(ウ) × 0.6+100,000	
1,800,000 円～3,600,000 円未満		(ウ) × 0.7－80,000 円	
3,600,000 円～6,600,000 円未満		(ウ) × 0.8－440,000 円	
6,600,000 円～8,500,000 円未満	年間総収入金額×0.9－1,100,000 円		
8,500,000 円以上	年間総収入金額－1,950,000 円		

●年金所得の方

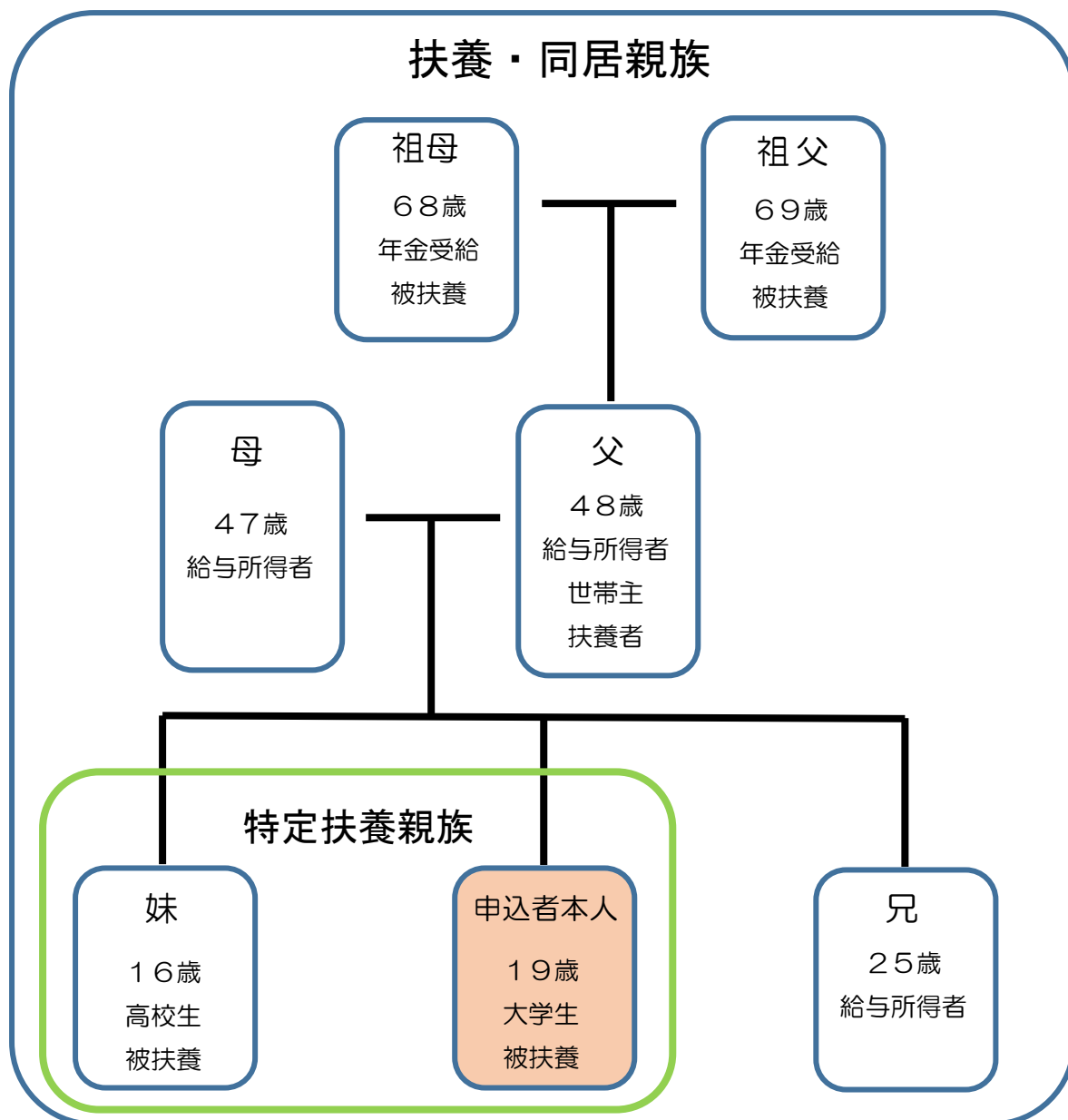
年	年間総収入（税込）金額	年間総所得金額または計算式	＝年間総所得金額（A） 注）所得のある方が2人以上の世帯は、それぞれ左の表にて計算します。その後、合算して世帯分の合計を出してください。
65歳以上	1,100,000 円以下	0 円	
	1,100,001 円～3,300,000 円未満	年間総収入金額－1,100,000 円	
	3,300,000 円～4,100,000 円未満	年間総収入金額×0.75－275,000 円	
	4,100,000 円～7,700,000 円未満	年間総収入金額×0.85－685,000 円	
	7,700,000 円～10,000,000 円未満	年間総収入金額×0.95－1,455,000 円	
	10,000,000 円以上	年間総収入金額－1,955,000 円	
65歳未満	600,000 円以下	0 円	
	600,001 円～1,300,000 円未満	年間総収入金額－600,000 円	
	1,300,000 円～4,100,000 円未満	年間総収入金額×0.75－275,000 円	
	4,100,000 円～7,700,000 円未満	年間総収入金額×0.85－685,000 円	
	7,700,000 円～10,000,000 円未満	年間総収入金額×0.95－1,455,000 円	
	10,000,000 円以上	年間総収入金額－1,955,000 円	

◆控除合計額の計算について

区分		区分の概要	控除合計金額の 計算式	=控除合計額 (B)
同居者・別居扶養親族控除 ※ 親族等から扶養を受けている学生の場合は、当該親族世帯と同一世帯とみなし取り扱います。		同居親族又は 所得税法上の扶養親族	380,000円×()人	
基礎控除		給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者一人につき10万円の控除(給与所得等の金額の合計額が10万円未満のばあいは当該額合計額)	給与所得等がある方毎に計算した基礎控除の合計額	
特別控除対象者	老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	70歳以上の税法上の扶養親族・控除対象配偶者	100,000円×()人	
	特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の税法上の扶養親族	250,000円×()人	
	寡婦控除	所得が500万円以下で、死別・離婚後、婚姻をしていない者かつ扶養親族がいる者 ただし事実婚の状態にある者は除く	270,000円×()人 (その者の所得金額が27万円未満のときはその額)	
	ひとり親控除	所得が500万円以下で、未婚又は配偶者の生死が明らかでない者かつ生計を同じくする子がいる者 ただし事実婚の状態にある者は除く	350,000円×()人 (その者の所得金額が35万円未満のときはその額)	
	特別障がい者控除	入居者を扶養する親族及び同居者・別居扶養親族の該当者で、税法上の特別障がい者に該当する者(身障者手帳1・2級など)	400,000円×()人	
	障がい者控除	入居者を扶養する親族及び同居者・別居扶養親族の該当者で、税法上の障がい者に該当する者(身障者手帳3～6級など)	270,000円×()人	

※ 詳しい算定方法は、山形市のホームページ (<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shimin/sub11/akiyataisaku/a4e24zyungaku.html>) で公開していますので、そちらを参考にしてください。

世帯月収のイメージ（例示）



○申込者本人及び住民票謄本に記載している家族（収入のある方）全員の年間総所得金額は、

$$\text{年間総所得金額} = \left[\text{父} + \text{母} + \text{兄} \right] + \left[\text{祖父} + \text{祖母} \right]$$

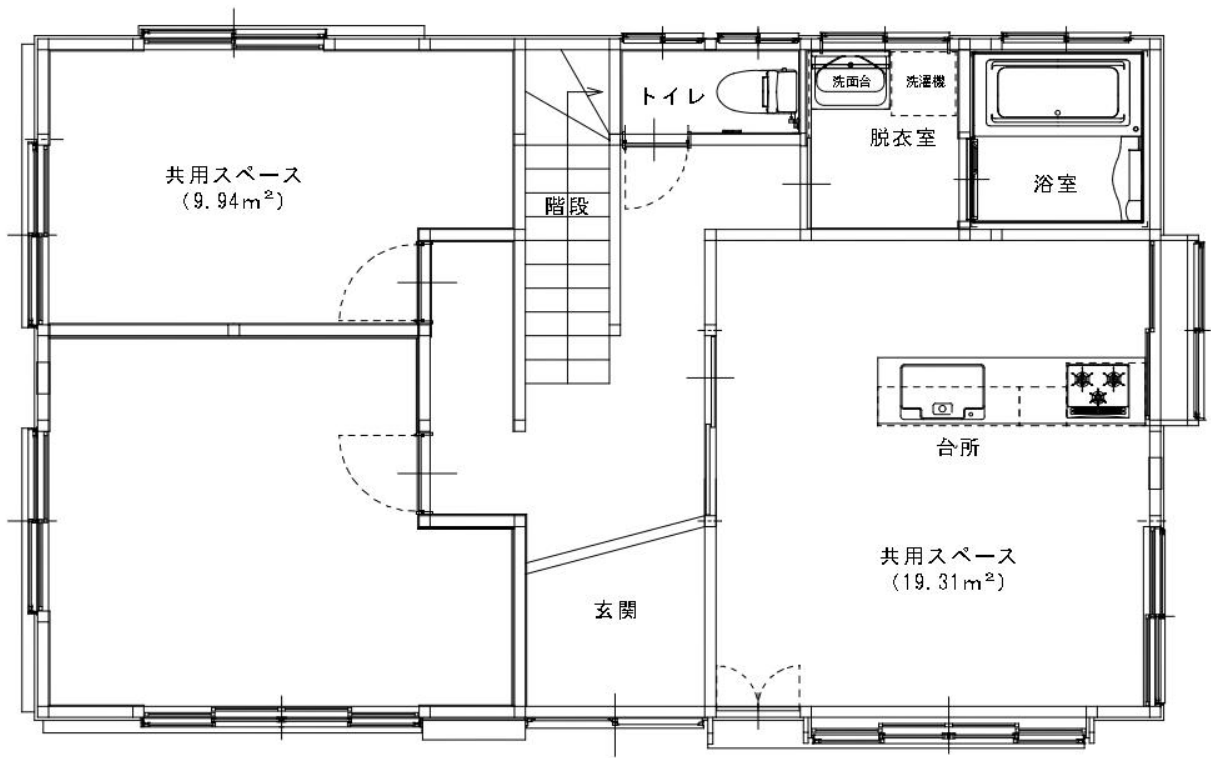
（3人の給与所得額の合計） （2人の年金受給額の合計）

○住民票謄本に記載している家族で控除合計金額は、「① + ②」

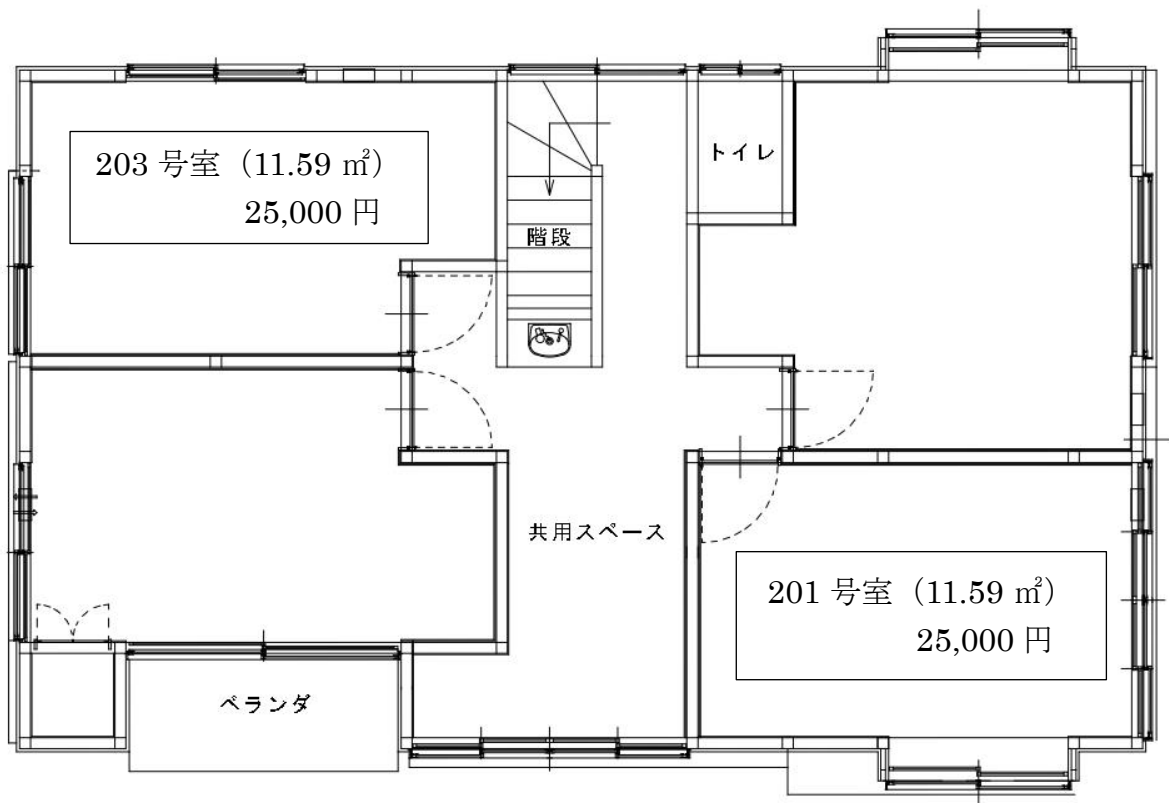
① 扶養・同居親族控除金額 = (母 + 兄 + 申込者本人 + 妹 + 祖父 + 祖母) × 38万

② 特定扶養親族控除金額 = (申込者本人 + 妹) × 25万

$$\text{世帯月収} = (\text{年間総所得金額} - \text{控除合計金額}) \div 12\text{ヶ月}$$



1階平面図



2階平面図

共用ダイニング・
キッチン



居室（一例）

